



羅針盤

日弁連弁護士業務総合推進センター 市民の法的ニーズ調査から

—法的ニーズのある市民の数218万人, その人たちへの法律相談の充足率36.4%—

司法改革総合センター副委員長 兼川 真紀 (48期)

日弁連弁護士業務総合推進センターは、2006年から2008年にかけて法的ニーズ及び法曹人口調査検討プロジェクトチームにおいて、法的ニーズの調査を実施した。

中小企業ニーズ調査は、「中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書」として3月に報告されたが、このほど、「市民の法的ニーズ調査報告書」が出された。

市民の法的ニーズ調査は、2007年夏に法律相談センター及び法律事務所の法律相談者に対してアンケートを実施したものであるが、報告書では、その結果と、これまでに実施された種々の調査データと重ね合わせて、現状における市民の法的ニーズの総量と、弁護士が市民の法的ニーズにどの程度のサービスを提供し得ているかの充足度などについて分析している。

法律相談の2大柱はクレサラ、家庭問題

法律相談センター、事務所調査とも、家庭問題と債権債務の2種類の相談がそれぞれ2～3割を占め、相談の2大柱となっている。

弁護士への委任率が4～5割と高い相談類型は債権債務と消費者問題であり、刑事事件、不動産事件、家庭問題がそれぞれ2割程度となっている。

委任率が10%前後と低いのは、労働問題、近隣関係、事故関係であるが、事故については、係争額が500万円を超え1000万円までは25%、1000万円を超えると71.4%となっており、委任率と係争額に有意な関係が見られる。

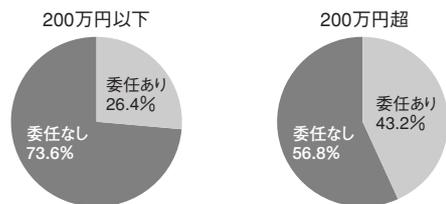
弁護士委任の分岐点は200万円

係争額で見ると、法律相談センターでの相談のうち40.5%が200万円以下の事案である。

またこの係争額と委任率にも深い関係がある。

法律相談センターで係争額が200万円以下の金額帯における弁護士委任率は26.4%であるのに対し、200万円を超えると43.2%と明らかに高くなる(図1)。

図1 係争額と委任率 (法律相談センター調査)

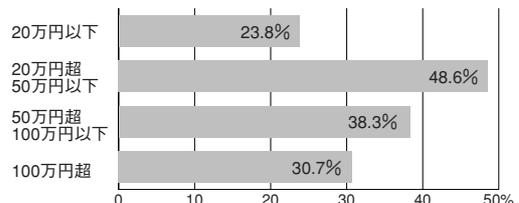


これに対し、法律事務所調査では係争額にかかわらず、相談者の7～9割が弁護士に委任するという結果が見られる。

一方、相談者が想定するこれからかかる費用と弁護士への委任との関係を見ると、想定費用が20万円超50万円の場合は約半数が委任しているものの、20万円以下、50万円超では委任率が下がり、100万円を超えるとさらに下がる(図2)。

これらの結果から、係争額、想定費用、委任率には相互に密接な関連があると考えられる。

図2 これからの想定費用と委任率



世帯収入別の委任率は、所得が低い層が最も高い

法律相談センター来訪者が、相談の結果弁護士に委任した割合を世帯年収別に見ると、年収400万円未満の層での委任率が最も高い。

年収400万円未満の世帯は法律扶助を利用できる層とほぼ重なっており、この層の委任率が高いのは扶助利用が容易であるためと考えられる。

年収800万円以上の世帯での委任率が低いのは、法律相談センターがセカンドオピニオン代わりに利用さ

市民の法的ニーズ調査の概要

調査は、予備調査と本調査にわけて実施した。

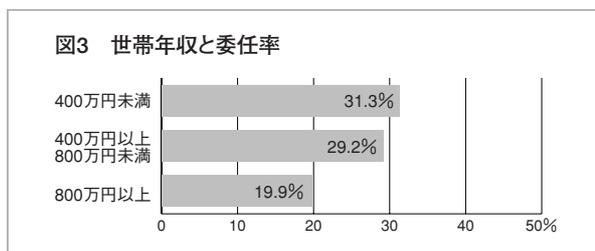
本調査における有効回答数(カッコ内は回収率)

弁護士会法律相談センター	1,287 (92.9%)
交通事故相談センター	92 (80.7%)
全体	1,379 (91.9%)
法律事務所調査	282

いずれも2007年夏、法律相談センター来訪者と法律事務所に初めて法律相談のために来訪した人々へのアンケートを回収する方法で実施した。

*法律協力:法律相談調査研究会・「法書の質」研究会

れているためと考えられるが、世帯年収が400万円以上800万円未満の層が400万円未満の層よりも委任率が低いのは、弁護士費用を捻出するほどには家計に余裕がないためであると考えられる(図3)。



ここからも、法律扶助の拡大は急務であるといえる。日本の扶助予算は、大幅に増えてきたとはいえ、国民1人当たり年間40円であり、アメリカの309円、フランスの516円と比べても10分の1程度であり、イギリスの3257円と比べるとほとんど100分の1と、極めて少ない。年収による委任率の差は、扶助の貧弱さが結果としてあらわれたものといえよう。

またこの層に対しては権利保護保険の拡充も重要である。

弁護士への相談をためらった理由の1位は「費用がわからない」

弁護士に相談することにためらいがあった人は、法律相談センター来訪者のうち44%であった。ためらいの理由としては、「費用がわからない」が60.5%、「相談料が高額」が26.1%であり、費用面の心配がためらいの要因となっている。ただ、「近づきにくい」「話が難しそう」も合わせて64.5%ある。

費用面など仕事の内容を事前にわかりやすく説明することや、従前のお高いイメージを打破することが求められている。

法律相談の充足率は36.4%

本調査は、法律相談者を対象とした調査であるが、

報告書では、2004年から始まった特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の一環として実施された「紛争行動調査」(村山真維ほか編著、紛争行動調査基本集計書、有斐閣学術センター刊)の調査結果とあわせて法的ニーズの総量及び充足度を推計している。

詳細は、報告書をお読みいただきたいが、市民の中で、1年間に何らかの問題を経験し、その問題が、相手方と意見の相違があるところまで至る者の数は約218万人と推計される。

一方、弁護士が関与する法律相談は、約80万人で、その内訳はおおよ次のようになる。

- 法律相談センターで相談を受けた者…19万0710人(すでに法律相談を経た者を除く)
- 法テラスで相談を受けた者……………14万7148人
- 法律事務所で相談を受けた者……………30万3733人(すでに法律相談を経た者を除く)
- 市区町村の法律相談……………15万3691人

従って、弁護士は法的ニーズのある市民218万人に対し、約80万件の法律相談を提供していると推測できる。ここから、法律相談の充足率を計算すると36.4%となる。

この数字は、あくまで推計であるが、実際にみなさんが受けている相談の数などと比べてどうであろうか。

根柢なく2割司法と言われ続けていることに対し、何らかの実証的データを提供できたというまでの確信はないが、調査を担当した者としては、調査結果がみなさんの実感と乖離していないのであればよいと思う。

法的ニーズの充足という面で、何割の人たちに法律相談が提供されればいいのかというのは難しい問題ではあるが、本調査における充足率と理想にはいまだ少し距離があるようにも思う。その距離を埋めるための資料として調査結果を活用していただきたいと考えている。